

職業紹介における手数料および返戻金制度について

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働省に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書または覚書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書または覚書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

<返戻金制度について>

当社より紹介した方の雇用契約が短期間で終了した場合(本人の自己都合退職又は本人の責による解雇の場合に限る)、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

- ・入社後 2 週間以内に雇用契約が終了した場合 100%
- ・入社後 2 週間を超え 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 75%
- ・入社後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ・入社後 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
- ・入社後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 5%
- ・入社6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合は返戻金なし

ただし、紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。